

# 「住みたくなるまち日本一」を目指して

富谷市記者会見資料①

平成30年5月30日

経済産業部産業観光課

担当：今野

連絡先：358-0524

## 富谷市まちづくり産業交流プラザ内覧会の開催について

TOMI<sup>とみぶら</sup>+は、新たな起業家の発掘と継続的な支援によるほか、高齢者等のキャリア開発や就労支援、多様な世代の市民の皆様が交流できる賑わいづくりといった機能を持たせることで、地域産業が有機的に連携し活性化するためのまちづくり拠点となる地方創生プラットフォームを目指します。

7月1日のオープンにあたり、定例記者会見終了後、報道機関の皆様を対象とした内覧会を開催します。各階に説明員を配置いたしますので、ぜひ、ご覧ください。

なお、一般公開については、開所日に開催しますので併せてよろしく願いいたします。

### 記

#### <報道機関の皆様>

1. 日時 平成30年5月30日（水）定例記者会見終了後
2. 場所 富谷市まちづくり産業交流プラザ  
（富谷市富谷新町95番地）

#### <一般公開>

1. 日時 平成30年7月1日（日）午前10時～正午
2. 場所 富谷市まちづくり産業交流プラザ  
（富谷市富谷新町95番地）

#### 【オープニングセレモニー開催】

- 1 日時 平成30年7月1日（日）午前9時
- 2 場所 富谷市まちづくり産業交流プラザ
- 3 内容 ・オープニングテープカット  
・市長挨拶  
・来賓祝辞



## 富谷市まちづくり産業交流プラザ 7月1日オープン

富谷市は、古く奥州街道の宿駅として栄え、以来新しく訪れる人々を受け入れながら、自然なかたちで人々の交流と生活が共存し発展してきました。その昔ながらの風情が残るしんまちエリアに新たな賑わいの場として旧役場庁舎を国の地方創生拠点整備交付金事業を活用し改修した「富谷市まちづくり産業交流プラザ」が工事竣工し、7月1日に開所いたします。施設の愛称は一般公募により「TOMI+」（とみぷら）と決まりました。

新たな人の行き来と「現代の富谷宿」として、市民が集う市民交流の場のみならず、自分らしい働き方を始めたい方も長く働きたい年配の方も誰もが明日の富谷を想い、新たな仕事生まれる、創業支援・起業支援の場として地域産業が有機的に連携し活性化する「まちづくり拠点」施設です。また、「TOMI+」は3階建ての大規模な施設であり、建物内にはシェアオフィスのほか、富谷市民俗ギャラリー（郷土資料館）、富谷市シルバー人材センターオフィスも入居する複合型施設です。

**TOMI+** とみぷら



富谷市 経済産業部

宿場まち・富谷からはじまる創業支援

**（１）工事概要（契約等）**

工事名称	平成 28 年度 （仮称）富谷まちづくり産業交流プラザ整備工事（繰越）
請負者	東鉄工業株式会社東北支店（仙台市青葉区）
契約金額	352, 134, 000 円（内消費税額 26, 084, 000 円）
変更契約	358, 592, 400 円（内消費税額 26, 562, 400 円）
契約日	平成 29 年 6 月 14 日
工事期間	平成 29 年 6 月 15 日 ～ 平成 30 年 3 月 15 日
設計管理	日新設計株式会社（仙台市太白区）

**（２）建物概要**

建物位置	富谷市富谷新町 95 番地内	
構造階層	鉄筋コンクリート造 3 階建	1 階 4 9 2. 40 m <sup>2</sup>
敷地面積	1, 1 2 2. 41 m <sup>2</sup>	2 階 4 7 7. 14 m <sup>2</sup>
建物面積	延床面積 1, 5 2 1. 34 m <sup>2</sup>	3 階 5 3 7. 94 m <sup>2</sup>
建築年度	旧庁舎 ⇒ 昭和 45 年度（1 期）・昭和 53 年度（2 期）	屋上 1 3. 86 m <sup>2</sup>

**（３）工事経過概要**

7 月中旬 ～ 8 月上旬	シルバー人材センター棟解体
7 月中旬 ～ 10 月中旬	機械・機器撤去、躯体・内部間仕切等解体
8 月下旬 ～ 2 月上旬	外壁改修、耐震補強、屋根屋上防水等
10 月中旬 ～ 3 月上旬	エレベーター設置、内装仕上げ、フェンス設置
2 月中旬 ～ 3 月上旬	衛生器具・照明器具・造付家具等設置
3 月 15 日	工事竣工
3 月 22 日	完了検査（補修、手直等）
3 月 27 日	引渡式、備品等搬入（27 日～30 日）
4 月上旬 ～	開所準備、入居者募集等 P R 活動展開 民俗ギャラリー移転、富谷市シルバー人材センター事務所移転
7 月 1 日	オープニングセレモニー、一般公開

## (1) 将来像

住みたくなるまち日本一を目指して

※市総合計画

↓

しんまちエリア再活性化・富谷に新たな雇用を生む企業の創出

産業プラザは、富谷市総合計画並びに富谷市地方創生総合戦略において多様な世代が集う起業・創業の拠点として位置づけられており、新たな起業・創業者への支援や雇用、賑わいの創出、地域経済の活性化を図り、農業・商業・工業・観光等の各産業が有機的に連携・交流できる拠点を基本とする多機能な複合施設を目指します

## (2) 基本方針

基本方針 1

暮らしを自慢できるまち

※市総合計画



働き方を自慢できるプラザ

基本方針 2

教育と子育て環境を誇るまち

※市総合計画



子育て世代が活躍できるプラザ

基本方針 3

元気と温かい心で支えるまち

※市総合計画



シニアの方がいきいきと働けるプラザ

基本方針 4

市民の思いを協働でつくるまち

※市総合計画



市民が中心となって作っていくプラザ

## (3) 運営目標（地域再生計画抜粋）

賑わいの創出（H30 ⇒ H32） ⇒ 来館者数 75,000人

起業家の輩出（H30 ⇒ H32） ⇒ 創業実現数 15件

#### (4) 正式名称及び愛称について

一般公募（全国）を行い正式名称及び愛称を決定しました。

##### ・正式名称 「富谷市まちづくり産業交流プラザ」

提案者	吉田慶嗣さん	秋田県秋田市
”	田中康雄さん	埼玉県白岡市
”	朝倉修さん	北海道札幌市
”	亀郁雄さん	宮城県富谷市
”	吉岡ありささん	長崎県長崎市
”	吉岡みなさん	長崎県長崎市
”	吉岡まみさん	長崎県長崎市
”	小寺光雄さん	愛知県名古屋
”	赤羽和親さん	東京都世田谷区 (9名)

理由 工事着工時の仮称名称がそのまま施設の内容・目的・本質を表現していると思う。仮称に終わられるのはもったいなく正式名称としても十分通用する名称。

##### ・愛称 「TOMI+」(とみぷら)

提案者 佐々木美香さん 宮城県富谷市

理由 「TOMIYAの生活にちょっとプラス」プラザでの交流を通じて富谷での暮らしや産業にちょっとプラスになる、そのような場所になってほしい。また、富谷市まちづくり産業交流プラザの名称略称ともなり親しみやすい。

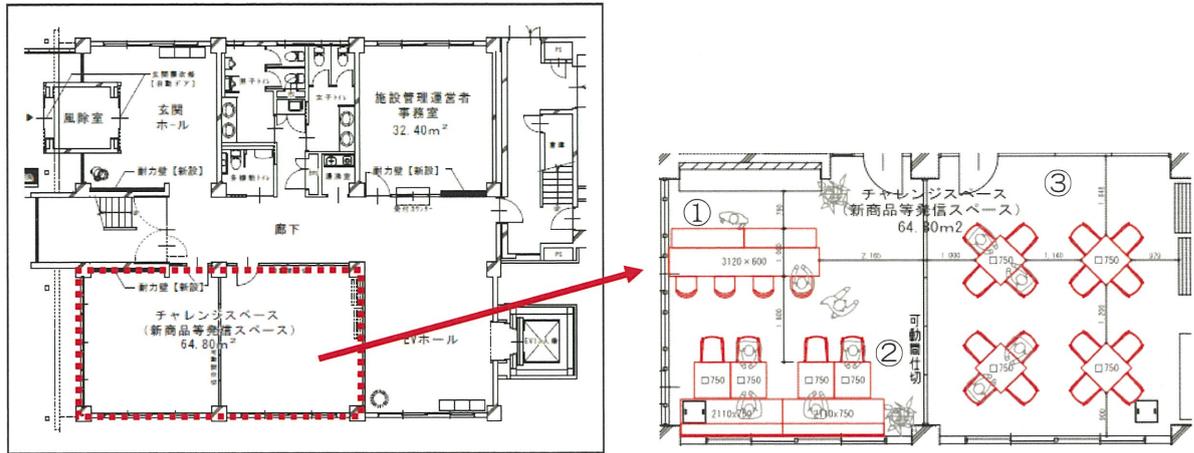
##### ・応募状況

応募人数	67名
応募作品数	正式名称 230作品 愛称 240作品
応募者属性	北海道、東北（宮城、秋田、岩手等）、関東（東京、神奈川、埼玉等）、東海（名古屋等）、近畿（大阪、京都、滋賀等）、九州（長崎、熊本等） 全国各地より応募

## (5) 各階施設概要

### 【1階】チャレンジスペース・新商品等発信スペース、エントランス

多くの市民や中小企業の皆さんが集い交流し、新たなアイデアを発表するエリア、また、施設管理にあたる事務所機能を配置



#### ①カウンターコーナー（カフェ、リフレッシュ、コミュニケーション）

「お疲れ様。コーヒー入れようか」や、「そのアイデア面白そう！もっときかせてよ」等、市民や利用者様同士のコミュニケーションが発生するようハイカウンターを設置



#### ②ソファコーナー（休憩、コーヒー、談話、商談、応接、カフェ）

一般の市民がフラッと立ち寄れるカフェの様なソファ、起業家の方には気分転換や商談スペースとしてサードプレイスの活用できる場

※サードプレイス

（家、オフィスに次ぐ新たな場所）



#### ③交流コーナー（懇親会、展示会、ワークショップ）

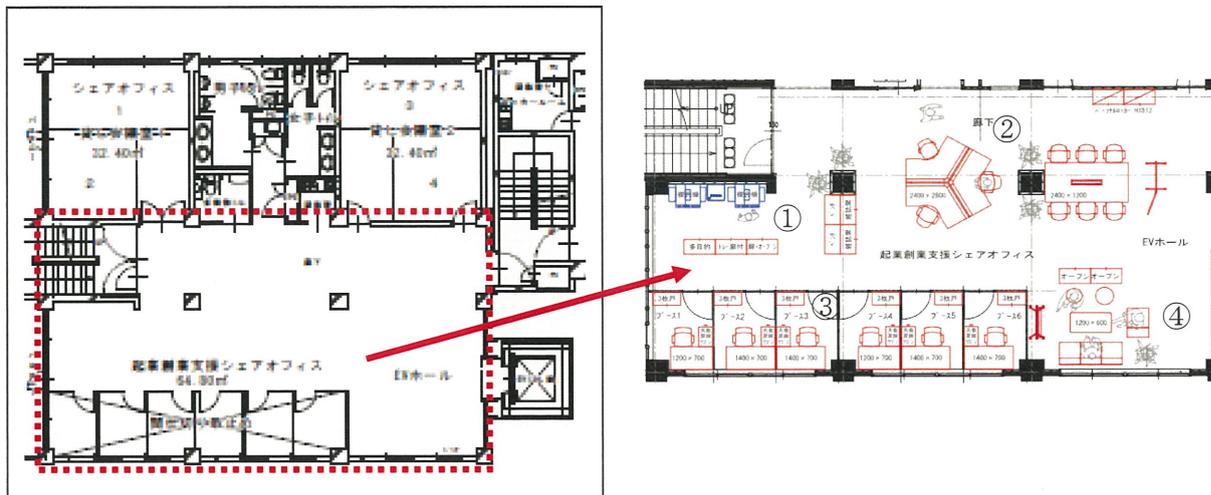
新製品の展示会やカルチャースクール、起業家や市民の懇親会や立食パーティーなど様々なシーンに対応

（※写真は全てイメージです）



## 【2階】起業・創業支援シェアオフィス

起業家等のコアキングスペース、プロジェクトルームとし日常的な仕事や作業、打合せを行なうエリア。また、シルバー人材センターの拠点を置きシルバー層の新たな仕事を生む場所。



### ①ユーティリティーコーナー（利用者共用スペース、複合機、軽作業）

利用者の共用備品複合機や作業台等を設置し、利用者相互のコミュニケーションを促すエリア

### ②ワークスペース（一時的利用者が自由に利用できるワークスペース）

エレベーターホールと直結したワークスペース。シンプルかつデザイン性の高い什器を設置し利用促進を図る



### ③レジデンスコーナー（月極利用者）

創業をめざす方や創業後間もない方をバックアップするレンタルオフィス。



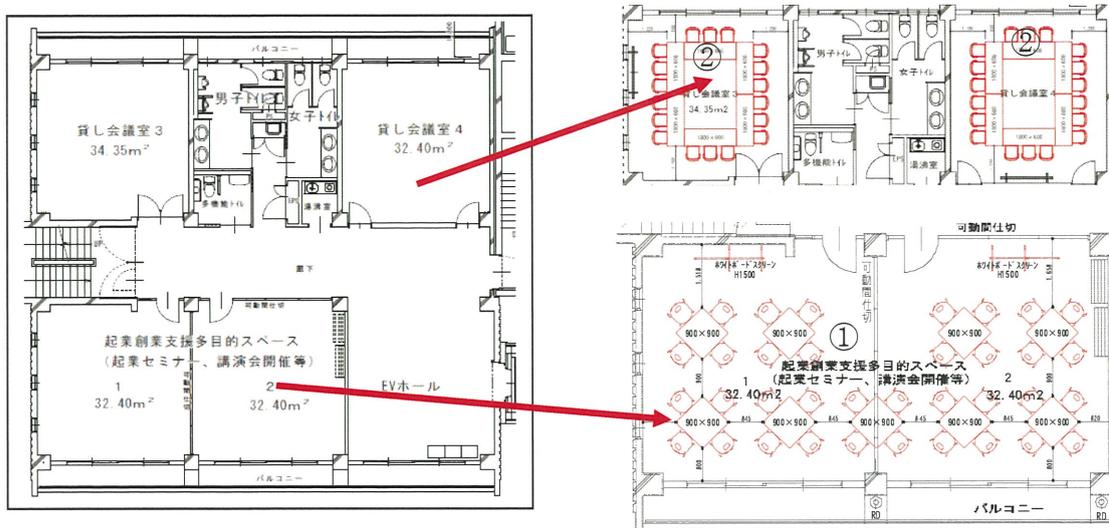
### ④ディスカッションコーナー

施設利用者が自由に開放感ある場所で打合せや商談、創業アドバイスやフォローアップをする場として利用



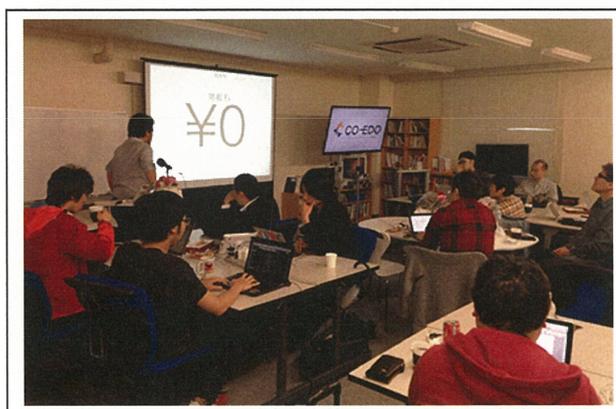
【3階】起業・創業支援多目的スペース、貸し会議室、民俗ギャラリー

イベントスペース、大会議室、市民俗ギャラリーが配置され、多くの利用者が一度に集まり、新たなアイデアを知る、感じる、造ることで交流が加速し、多くの中小企業の皆さんとの交流促進を図るエリア



①多目的スペース（起業セミナー、講演会、立食パーティー等）

様々なシーンに対応できるように、可動間仕切により大・小スペースへ転換が可能フレキシブルな仕様。什器等も楽しい雰囲気が演出が出来るようなものを選択



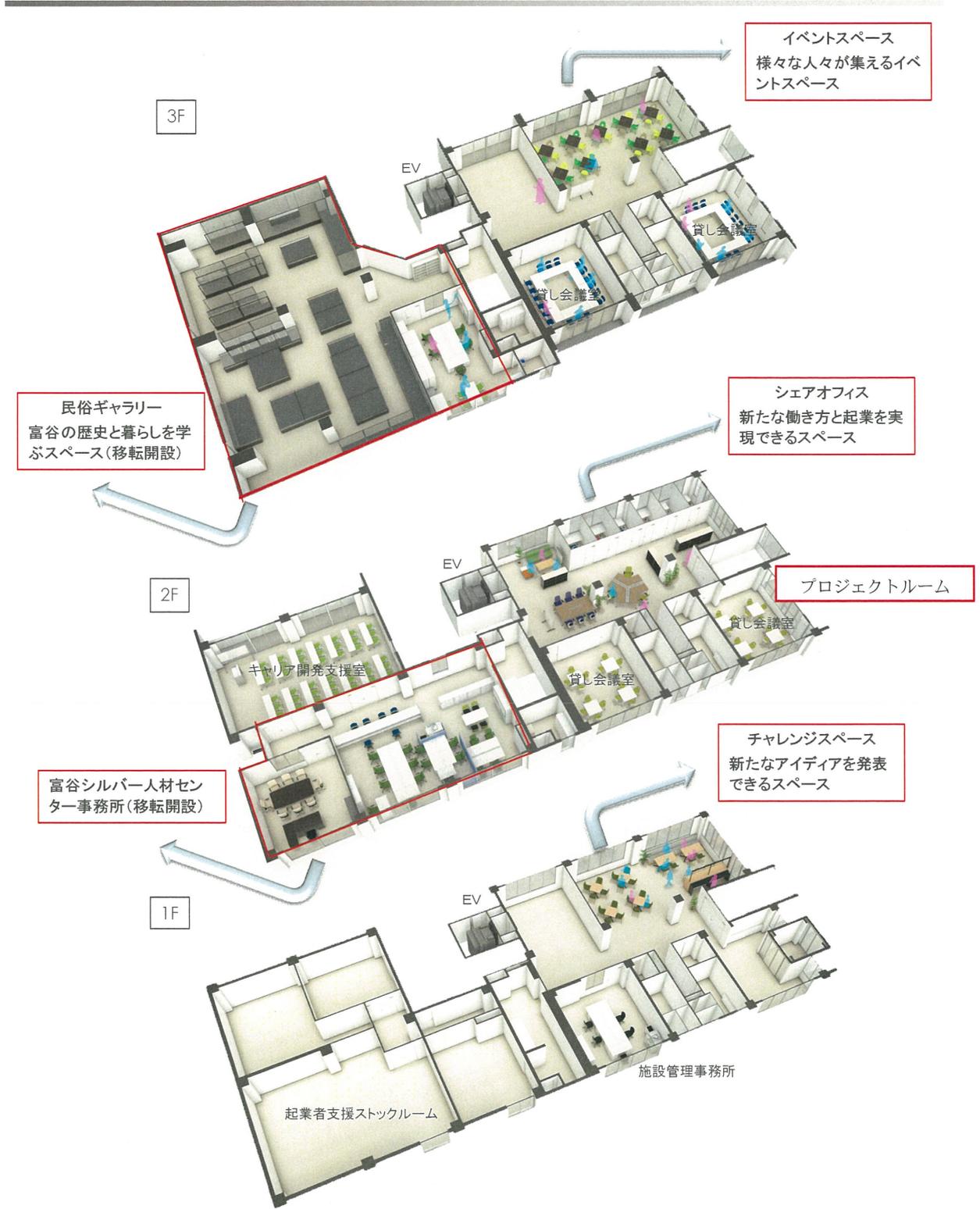
②貸し会議室（不特定の方々が利用できる会議室）

市内商工業者や施設利用起業家の方々が、研修会や会議、販売会等に利用できる会議室。

2階会議室はプロジェクトルームとしても利用できる多目的貸し会議室。

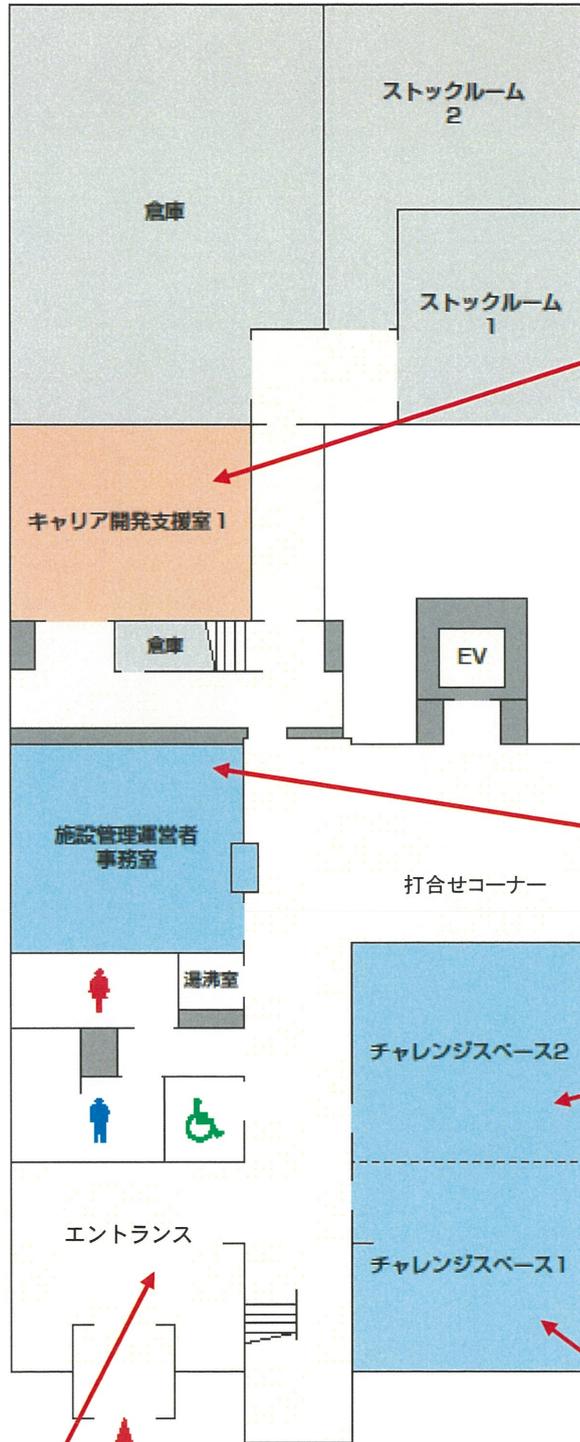


富谷市まちづくり産業交流プラザ  
各階全体イメージ



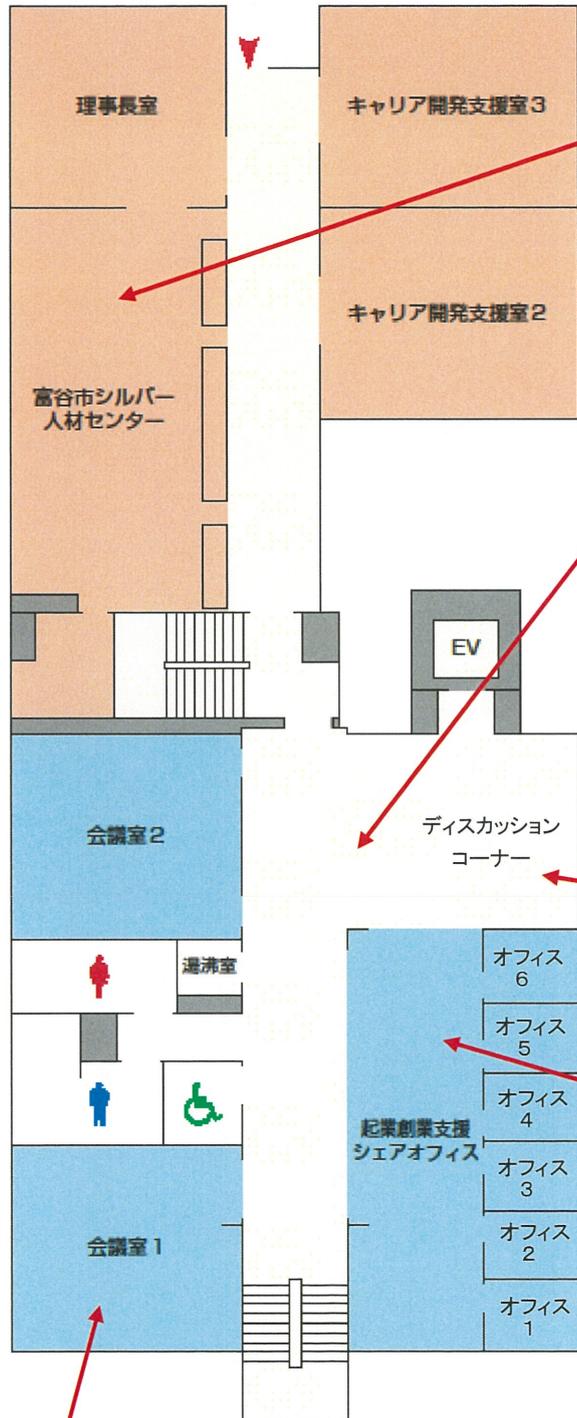
# 1F

- ・チャレンジスペース1・2
- ・施設管理運営者事務室
- ・キャリア開発支援室1

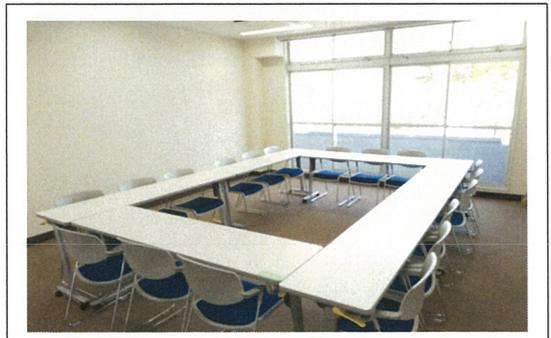
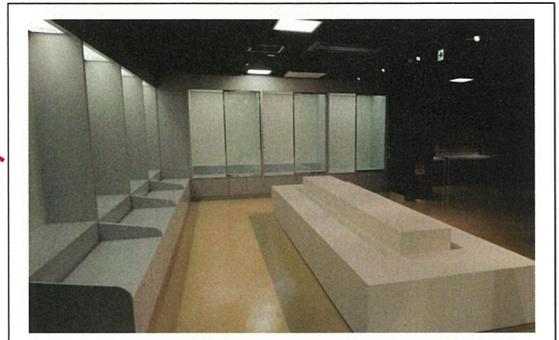
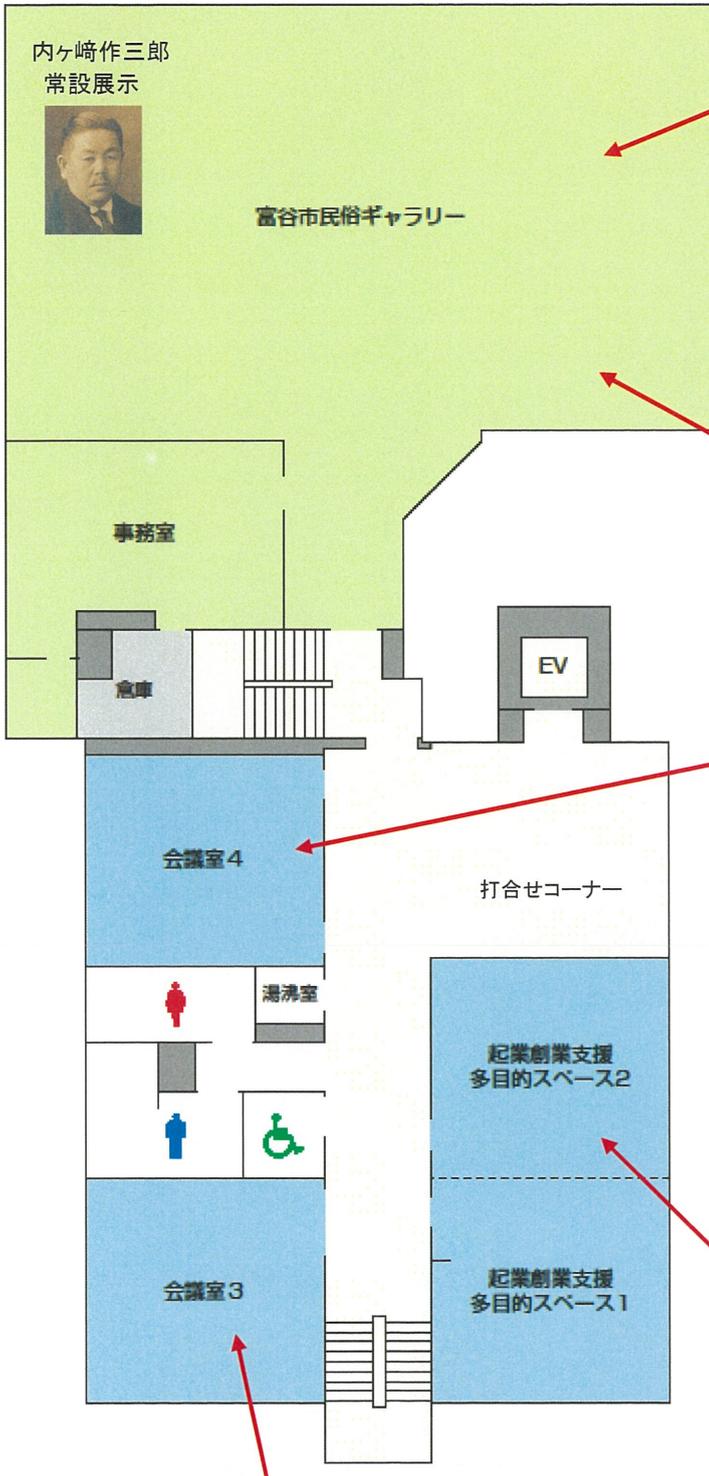


# 2F

- ・ 起業創業支援  
シェアオフィス
- ・ 富谷市シルバー  
人材センターオフィス



# 3F



- ・ 起業創業支援多目的スペース1・2
- ・ 会議室
- ・ 富谷市民俗ギャラリー

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富谷市まちづくり産業交流プラザの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 富谷しんまちエリアの賑わいの創出、起業家支援及び産業創造拠点として、富谷市まちづくり産業交流プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

2 富谷市まちづくり産業交流プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷市まちづくり産業交流プラザ	富谷市富谷新町95番地

(使用許可)

第3条 プラザを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、プラザの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。

(3) その他プラザ設置の目的に反するおそれがあると認めるとき。

(使用許可の取消し)

第4条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

2 前項の規定によって使用の許可を取り消し、又は使用停止された者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第5条 プラザを使用する者からは、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、市の責めによりプラザを使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(使用料減免)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認める場合は、使用料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、プラザの管理を、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、プラザの管理を行わなければならない。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせることができる業務は、次のとおりとする。

(1) プラザの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(2) 第2条第1項に掲げる設置目的を達成するために必要な業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第8条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理者は、前条の規定により読み替えて適用する第7条の規定により利用料金を減免するとき、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による使用許可の手續及びこれらに関し必要な行為は、この条例の施行前において行うことができる。

別表 (第5条関係)

1 基本使用料

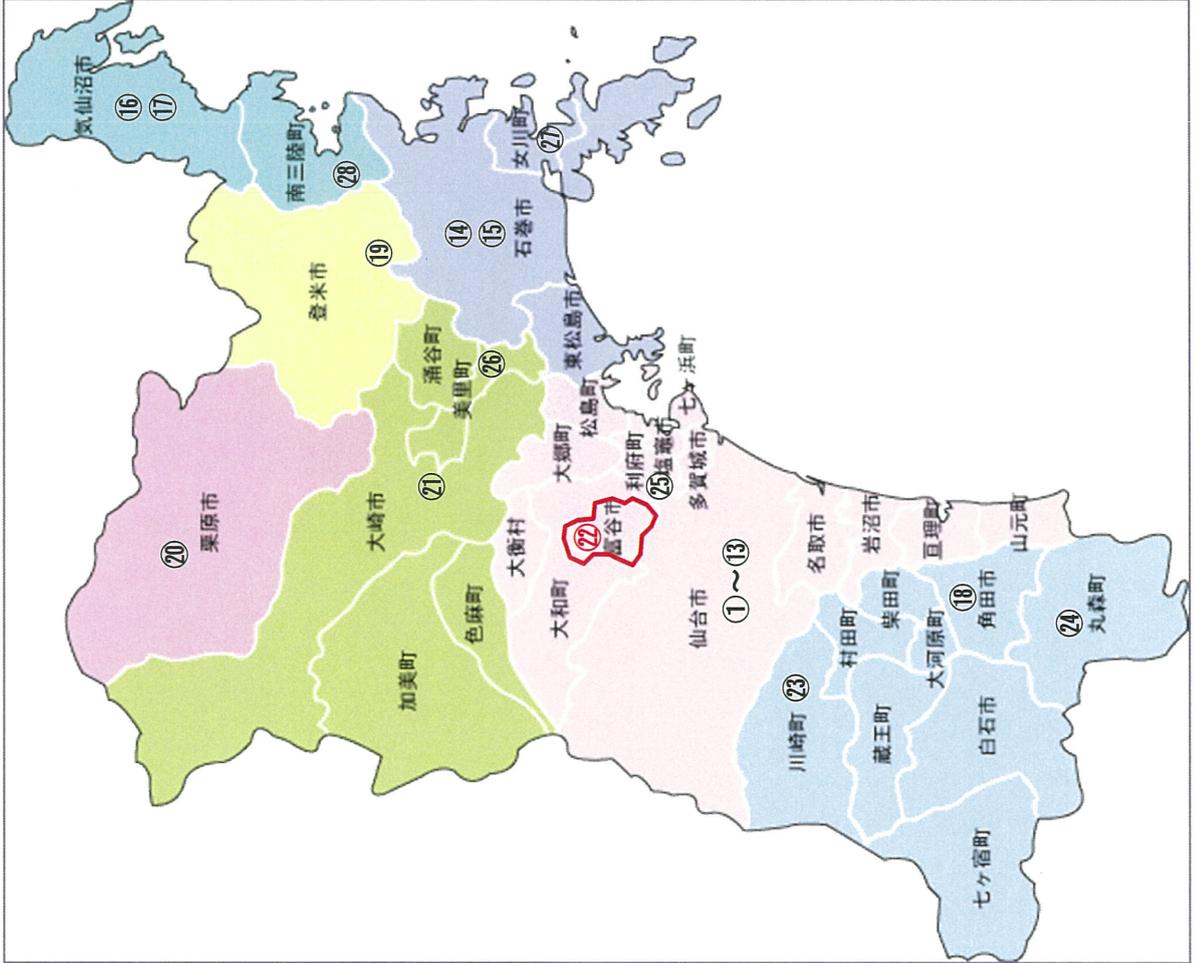
使用区分	単位	金額
シェアオフィス固定席 (1席)	1月当たり	30,000円
シェアオフィス自由席 (1席)	1月当たり	10,000円
	1日当たり	1,000円
	4時間当たり	500円
プロジェクトルーム (1室)	1月当たり	70,000円
	1時間当たり	500円
多目的スペース	1時間当たり	5,000円
会議室 (1室)	1時間当たり	500円
ロッカー (1基)	1月当たり	500円

2 使用料が月額で定められているシェアオフィス等の使用期間が一月未満であるとき、又は使用期間に一月未満の端数があるときの使用料の額は、当該一月未満の期間については日割りにより計算する。この場合において、一日当たりの額は、当該使用料月額に三十分の一を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。

3 使用時間がこの票に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

# コワーキングスペース設置状況について

(平成30年4月19日現在:合計28カ所) \* 開所予定3カ所を含む



<p><b>【仙台市】13カ所</b></p> <p>①アシスタタ交流サロン〔公財〕仙台市産業振興事業団                  ②コワーキングスペースcocolin〔(株)東日本不動産、(株)LASSIC〕                  ③INTILAQ東北イノベーションセンター〔(一社)IMPACT Foundation Japan〕                  ④FiveBridge〔NPO法人ファイブブリッジ〕                  ⑤ソシラポ〔(有)ST-WORKS〕                  ⑥ノラヤ〔アートシテムフアクトリ〕                  ⑦コワーキングスペースmag〔(同)mag〕                  ⑧THE6〔(株)エコーラ〕                  ⑨東北大学スタートアップガレッジ〔東北大学、中小機構〕                  ⑩ZITEKI BASE〔個人〕*H30.4開所予定                  ⑪enspace〔(株)エンライズコーポレーション〕*H30.4開所予定                  ⑫TRUNK〔(協同)仙台郵船センター〕                  ⑬ビジネスデザインセンター-Flight〔仙台印刷工業団地〔協同)〕</p>
<p><b>【石巻市】2カ所</b></p> <p>⑭Coworking@ishinomaki〔石巻市〕                  ⑮RORI 石巻〔NPO法人ISHINOMAKI2.0〕</p>
<p><b>【気仙沼市】2カ所</b></p> <p>⑯co-ba KESENNUMA〔(株)今〕                  ⑰Riship〔スクエアシップ〕〔気仙沼まち大学運営協議会〕</p>
<p><b>【角田市】1カ所</b></p> <p>⑱Gomboppa〔(株)veeel〕</p>
<p><b>【登米市】1カ所</b></p> <p>⑲コンテナおおあみ〔(有)コンテナおおあみ〕</p>
<p><b>【栗原市】1カ所</b></p> <p>⑳有隣邸〔(株)花山サンセット〕</p>
<p><b>【大崎市】1カ所</b></p> <p>㉑おおさきコワーキングスペース alata〔大崎市〕</p>
<p><b>【富谷市】1カ所</b></p> <p>㉒富谷まちづくり産業交流プラザ「TOMI+」〔富谷市〕*H30.7開所予定</p>
<p><b>【川崎町】1カ所</b></p> <p>㉓みやぎ川崎コワーキングビレッジ「SPRING」〔川崎町〕</p>
<p><b>【丸森町】1カ所</b></p> <p>㉔丸森町起業サポートセンター-CULASTA〔丸森町〕</p>
<p><b>【利府町】1カ所</b></p> <p>㉕まち・ひと・しごと創造ステーションtumiki〔利府町〕</p>
<p><b>【美里町】1カ所</b></p> <p>㉖起業サポートセンター-kiribi〔美里町〕</p>
<p><b>【女川町】1カ所</b></p> <p>㉗女川フューチャーセンター-Camass〔NPO法人アスヘノキボウ〕</p>
<p><b>【南三陸町】1カ所</b></p> <p>㉘南三陸ビジネスインキュベーションセンター Cocoon〔(株)ESCCA〕</p>